国立大学法人東京学芸大学工事請負等契約要項の一部改正について

改正理由：文部科学省発注工事請負等契約規則の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の基準等） 第１１条　契約担当役は，予定価格が1，000万円を超える工事の請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は，次の各号の一に該当する場合とし，その場合にあっては，最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。 (1) 競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で，予定価格算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下回る入札価格であった場合 (2) 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては，競争入札ごとに，工事の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合 〔省略〕 附　則 この要項は，令和２年１月９日から施行し，令和元年10月23日から適用する。	〔省略〕 （契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の基準等） 第１１条　契約担当役は，予定価格が1，000万円を超える工事の請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は，次の各号の一に該当する場合とし，その場合にあっては，最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。 (1) 競争入札ごとに予定価格の10分の７から10分の９までの範囲内で，予定価格算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下回る入札価格であった場合 (2) 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては，競争入札ごとに，工事の請負契約の場合においては10分の７から10分の９までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合 〔省略〕